

平成 26 年 8 月 27 日

質 問 書

国土交通大臣
太田 昭宏 殿

審査請求人の氏名及び住所

比留間 哲生 (代表者、連絡先)
〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-25-7
Tel&Fax 045-894-0052

永田 親義
〒247-0022 横浜市栄区庄戸 3-13-23

松本 昌司
〒247-0014 横浜市栄区公田町 424-40

鈴木 伸之
〒247-0035 横浜市栄区桂台西 2-21-13

大橋 宏
〒247-0024 横浜市栄区野七里 1-31-1

高村 信夫
〒247-0024 横浜市栄区野七里 1-2-7-751

青木 達喜
〒247-0033 横浜市栄区桂台南 1-13-13

中里 修
〒247-0014 横浜市栄区公田町 198-3

菅原 政道
〒247-0033 横浜市栄区桂台南 2-31-1

藤井 誠
〒247-0033 横浜市栄区桂台南 1-30-22

前略

早速ながら平成26年8月5日付で私達が貴職宛提出した行政不服審査請求書に対する8月22日付裁決書を8月23日に受領しました。当該裁決書の記載には今後審査請求人らが訴訟を提起するに当たって是非明確にする必要のある件がいくつかあり、それらについて下記のとおり質問致しますので可及的速やかに回答下さるようお願いいたします。

草々

記

1. 被告の職名

裁決書には、この裁決の取消しを求める訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から加算して6か月以内に、国を被告として提起することができる、と記されている。ここで国を被告としてとなっているが、これは国土交通大臣でよいか、そうでない場合被告とすべき職名は何か。

2. 県知事の処分（あつせん拒否）と行政不服審査請求先が異なる法的根拠

本件は、平成26年6月24日に審査請求人らが神奈川県知事に提出したあつせん申請書に対して、7月22日付であつせん拒否し、これを不服として審査請求人らは8月1日付で黒岩知事に対して行政不服審査請求を行った。これに対して神奈川県は、文書によらず口頭で、県は本件について国の業務を代行しているにすぎず、従って審査請求は国土交通大臣に対して行うようにと答えたので、請求人は改めて8月5日付で貴職宛審査請求したのである。本件に関する審査請求は神奈川県が口頭で主張したように（文書による説明は今までのところ請求人らの要求に依っていない）国土交通省が受理すべきものであるか、もしそうであるならその法的根拠はなにか。

3. 裁決書の付言について

裁決書は付言として、国土交通大臣と神奈川県知事の職務上の権限について以下のように述べている。すなわち、本件審査請求の趣旨は、神奈川県知事に対してあつせん拒否を取り消してあつせん委員のあつせんに付すよう命ずる裁決を求めているが、国土交通大臣は、神奈川県知事の上級行政庁ではないから、裁決で本件あつせん拒否を変更し、又は神奈川県知事に対して本件あつせん拒否を変更すべきことを命ずることはできない、としている。

裁決書とは本来、審査請求の趣旨に対して審査した結果得られた結論を請求人に伝えるべきものである。しかるに、上記の如く、国土交通大臣は本件審査請求の趣旨については神奈川県知事の上級行政庁ではないため、これを取り上げて審査することもできず、何らか命令することもできないと自ら認めているのである。このように自ら審査請求の趣旨に一切関与できないことを認めながら、どうして

本件審査請求を却下することができるのか。これは甚だしい自己矛盾であり、明らかな越権行為と言わざるを得ず、この点について納得のいく説明を求める。

4. 審査請求却下の理由

裁決書は審査請求を却下する理由として、神奈川県知事によるあつせん拒否は処分に該当しないとしている。しかし、その一方で質問 3 で述べたように、国土交通大臣は神奈川県知事の上級行政庁ではないため裁決で本件あつせん拒否を変更するように命ずることはできないと述べている。そうであれば神奈川県知事が行う行政上の事務処理について勝手に判定してあつせん拒否は処分ではないと断定するのは越権である。本件あつせん申請拒否が処分であるか処分でないかはあくまでも神奈川県の条例に従って神奈川県知事が行うべきものである。従って本件あつせん拒否は処分に該当しないとして審査請求を却下したのは無効であり、直ちに撤回すべきである。

以上